

必要経費の一覧

項目	農業経費となるもの	農業経費にならないもの
雇人費	・雇い人に対する労賃（商品券や現物も含む）や交通費 ※領収書の控え又は労賃等の内訳を帳簿に記載しておくこと（住所、氏名、労働年月日、時間）	
小作料・賃借料	・小作料 ・農作業委託費 ・選果場の利用料や農機具の利用料など	
減価償却費	・農業用資産の減価償却費 ・取得価格が10万円未満又は使用可能期間が1年未満の資産については減価償却しないで農具費などに計上する。 ・減価償却費の計算はこれまでとおり、農業所得算出の事前相談会の際に町で行う。新規購入した機械の領収書を保管し、処分又は譲渡した場合は、機械の種類や譲渡金額を把握しておく。	
貸倒金	・売掛金などの貸し倒れ損失	
利子割引料	・事業用資産等の購入資金の利息 農地購入資金の利息、コンバインなどの購入資金の利息等	・住宅・生活借入資金の利息など
租税公課	・農業を経営する上で支払った消費税、固定資産税、農業用車両の自動車税、不動産取得税など ・農協及び土地改良の賦課金、部会費、生産組合費、水利費	・農業用以外の固定資産税、区費、公民館費、健康保険料など
種苗費	・種、苗等の購入費用	
肥料費	・肥料及び液肥等の購入費	
飼料費	・飼料の購入費（牛などの飼育がない場合は経費なし）	
農具費	・取得価格が10万円未満か使用可能期限が1年未満の農具購入費用 バケツ、はさみ、ほうき、かま、育苗箱、コンテナ等	
農薬衛生費	・農薬等の購入費	
修繕費	・農機具、農業用車両、農業用小屋などの農業用資産の修理費	
諸材料費	・消耗品の購入費 ビニール、マルチ、針金、テープ、袋 など	
動力光熱費	・農業に関する光熱費 農業を営む上で必要な電気代、水道代、燃油代など	家事用と事業用の経費とに明確に按分できる根拠がない場合
作業用衣料費	・農業を営む上で必要な衣料費 長靴、帽子、手袋、作業着 など	
荷造運賃手数料	・販売に係る経費 市場手数料、JA手数料、検査手数料、出荷運賃、箱・ひも等販売に係る経費	
農業共済金	・水稲、麦、果樹、家畜等の共済掛け金 ・農業用自動車の任意保険料 ・価格安定制度の掛け金 など	・生命保険料、住宅の火災保険料など
雑費	・上記項目に該当しない経費を雑費として計上 農業新聞代、農業に関する図書代、家の光、事務用品代 など	